

配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し

1. 改正のポイント

(1) 趣旨・背景

- ①税制面では、配偶者のパート収入が103万円を超えても世帯の手取りが逆転しない「配偶者特別控除」が導入され「103万円の壁」は解消されている。他方、企業の配偶者手当の支給基準の援用や心理的な壁として「103万円の壁」が作用し、パート収入を103万円以内に抑える傾向がある。所得控除額38万円の対象となる配偶者の給与年収の上限を103万円から150万円に引き上げることで就業調整せずに働くことができる環境を整備する。
- ②税込中立の観点から、配偶者特別控除だけでなく、配偶者控除にも納税者本人の所得制限が設けられる。

(2) 内容

		改正前	改正後
配偶者控除	納税者本人の所得制限	なし	合計所得金額1,000万円以下
	控除額(所得税)	一律(38万円)	本人の合計所得金額により異なる (38万円・26万円・13万円)
配偶者特別控除	納税者本人の所得制限	合計所得金額1,000万円以下	合計所得金額1,000万円以下
	配偶者の所得制限	合計所得金額38万円超76万円未満	合計所得金額38万円超123万円以下
	控除額	配偶者の合計所得金額に応じて通減	配偶者の合計所得金額に応じて通減 + 本人の合計所得金額により異なる

(3) 適用時期

- ①平成30年分以後の所得税、平成31年度分以後の個人住民税について適用される。

(4) 影響

- ①配偶者及び納税者本人の給与年収により影響が異なる。

給与年収		配偶者			
		103万円以下	103万円超141万円未満	141万円以上201.6万円未満	201.6万円以上
納税者本人	1,120万円以下	影響なし	減税(一部影響しない場合あり)	減税	影響なし
	1,120万円超 1,170万円以下	増税	減税又は増税	減税	影響なし
	1,170万円超 1,220万円以下	増税	減税又は増税	減税	影響なし
	1,220万円超	増税	影響なし	影響なし	影響なし

- ②多くの企業の配偶者手当の支給基準が見直され、「103万円の壁」が解消されることが期待されている。
- ③社会保険には依然として「130万円の壁」又は「106万円の壁」が存在する。そのため、配偶者自身が社会保険料を負担することになると配偶者の給与年収が増加しても一定額までは世帯の手取りが減少する逆転現象は生じてしまう。

2. 改正の趣旨・背景

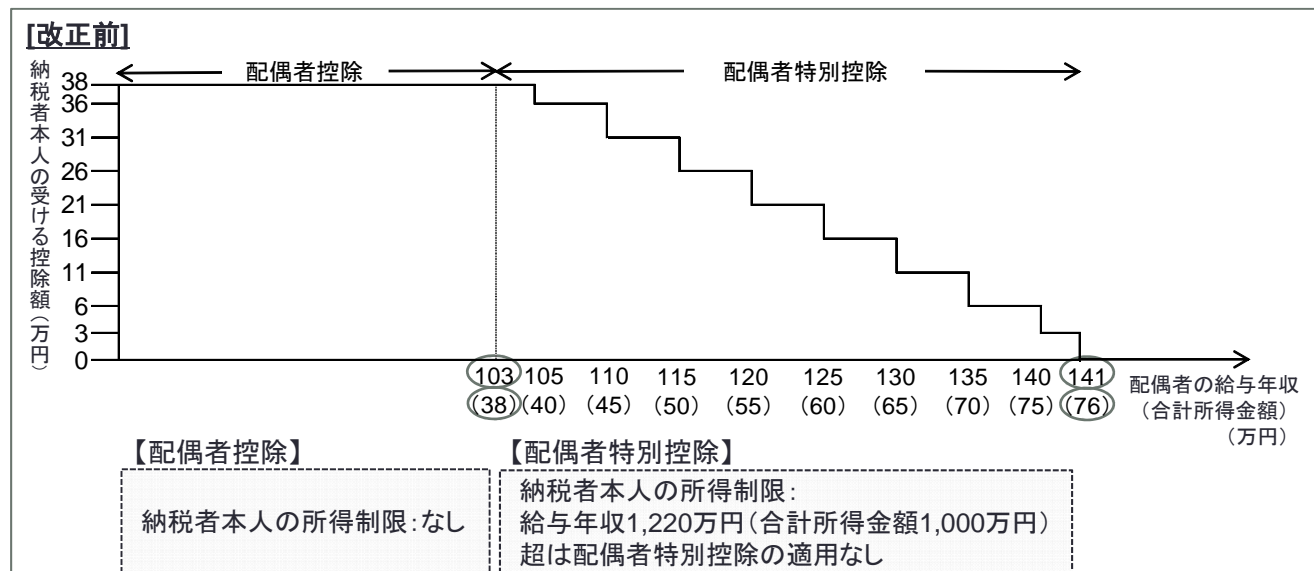
税制面では、配偶者のパート収入が103万円を超えても世帯の手取りが逆転しないよう控除額を段階的に減少させる「配偶者特別控除」の導入により「103万円の壁」は解消されている。他方、企業の配偶者手当の支給基準の援用や心理的な壁として「103万円の壁」が作用し、パート収入を103万円以内に抑える傾向がある。このような就業調整をせずすむよう、「配偶者特別控除」について、控除額38万円の対象となる配偶者の給与年収の上限を103万円から150万円に引き上げる。この給与年収150万円という水準は、安倍内閣が目指している最低賃金の全国加重平均額である1,000円の時給で1日6時間、週5日勤務した場合の給与年収(144万円)を上回るものである。

一方、税制中立の観点から、「配偶者控除」にも納税者本人の所得制限が設けられるとともに、その所得金額によって控除額が変わる仕組みとなる。

3. 改正の内容

(1) 改正前の配偶者控除・配偶者特別控除

- ① 配偶者控除は配偶者の合計所得金額が38万円以下(給与所得のみの場合、給与年収103万円以下)の場合に適用があり、控除額は一律38万円である。なお、納税者本人の所得制限はない。
- ② 配偶者特別控除は配偶者の合計所得金額が38万円超76万円未満(給与所得のみの場合、給与年収103万円超141万円未満)の場合に適用があり、控除額は配偶者の合計所得金額に応じて、38万円から3万円の範囲で逡減される。なお、納税者本人の合計所得金額が1,000万円(給与所得のみの場合、給与年収1,220万円)を超えると適用されない。



(2) 改正後

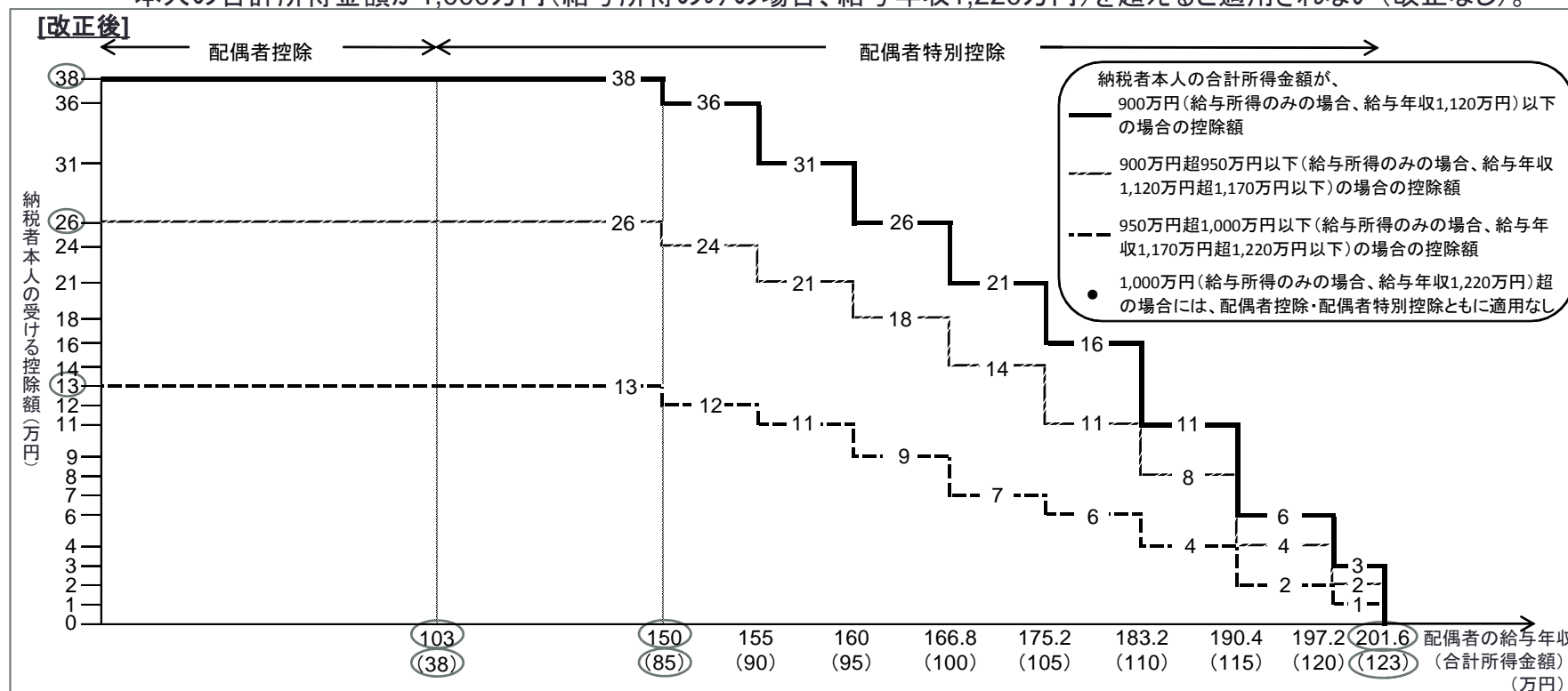
① 配偶者控除

納税者本人の合計所得金額が1,000万円(給与所得のみの場合、給与年収1,220万円)を超えると適用されない。控除額は一律ではなく、本人の合計所得金額により控除額が38万円、26万円、13万円と異なる。

② 配偶者特別控除

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限が76万円未満から123万円以下(給与所得のみの場合、給与年収141万円未満から201.6万円未満)まで引き上げられる。本人の合計所得金額に応じて控除額が決まり、かつ、配偶者の合計所得金額が増えると控除額が逡減し、配偶者の合計所得金額が123万円超(給与所得のみの場合、給与年収201.6万円以上)の場合適用はない。

本人の合計所得金額が1,000万円(給与所得のみの場合、給与年収1,220万円)を超えると適用されない(改正なし)。



4. 適用時期

平成30年分以後の所得税、平成31年度分以後の個人住民税について適用される。

5. 改正の影響

(1) 本人及び配偶者の給与年収ごとの影響

- ① 本人の給与年収が1,120万円を超え配偶者の給与年収が103万円以下の場合
配偶者控除に本人の所得制限が設けられたことにより、増税となる。
- ② 本人の給与年収が1,220万円以下で配偶者の給与年収が141万円以上201.6万円未満の場合
新たに配偶者特別控除の適用があるため、減税となる。
- ③ 本人の給与年収が1,220万円超で配偶者の給与年収が103万円超の場合
改正前も配偶者特別控除の適用がなかったため、影響なし。
- ④ 本人の給与年収が1,220万円以下で配偶者の給与年収が103万円超141万円未満の場合
次ページを参照。

【改正前後の控除額と影響について】

(単位:万円)

		配偶者の給与年収																										
		配偶者控除				配偶者特別控除																						
		控除対象 配偶者		老人控除 対象 配偶者																								
		103万円以下		103万円 超 141万円 未満		141万円 以上 150万円 以下		150万円 超 155万円 以下		155万円 超 160万円 以下		160万円 超 166.8万円 未満		166.8万円 以上 175.2万円 未満		175.2万円 以上 183.2万円 未満		183.2万円 以上 190.4万円 未満		190.4万円 以上 197.2万円 未満		197.2万円 以上 201.6万円 未満		201.6万 円 以上				
本人の 給与 年収		所得 税	住 民 税	所得 税	住 民 税	所得 税	住 民 税	所得 税	住 民 税	所得 税	住 民 税	所得 税	住 民 税	所得 税	住 民 税	所得 税	住 民 税	所得 税	住 民 税	所得 税	住 民 税	所得 税	住 民 税					
		1,120万円以下	38 (38)	33 (33)	48 (48)	38 (38)	38 (-)	33 (-)	38 (0)	33 (0)	36 (0)	33 (0)	31 (0)	31 (0)	26 (0)	26 (0)	21 (0)	21 (0)	16 (0)	16 (0)	11 (0)	11 (0)	6 (0)	6 (0)	3 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)
		1,120万円超 1,170万円以下	26 (38)	22 (33)	32 (48)	26 (38)	26 (-)	22 (-)	26 (0)	22 (0)	24 (0)	22 (0)	21 (0)	21 (0)	18 (0)	18 (0)	14 (0)	14 (0)	11 (0)	11 (0)	8 (0)	8 (0)	4 (0)	4 (0)	2 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)
		1,170万円超 1,220万円以下	13 (38)	11 (33)	16 (48)	13 (38)	13 (-)	11 (-)	13 (0)	11 (0)	12 (0)	11 (0)	11 (0)	11 (0)	9 (0)	9 (0)	7 (0)	7 (0)	6 (0)	6 (0)	4 (0)	4 (0)	2 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
1,220万円超	0 (38)	0 (33)	0 (48)	0 (38)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		

① 控除額が逡減又は
0円になるため増税

④ 次ページ参照

② 配偶者特別控除
が新たに適用され
るため減税

③ 影響なし

■ 減税 ■ 増税 □ 影響なし

(※1) 給与収入以外の収入は無いものとする

(※2) 左側は所得税の控除額、右側は住民税の控除額

(※3) カッコ内は改正前の控除額

5. 改正の影響

④本人の給与年収が1,220万円以下で配偶者の給与年収が103万円超141万円未満の場合

配偶者の給与年収が103万円超141万円未満の場合には、本人の給与年収によって減税又は増税となる(ただし、本人の給与年収が1,120万円以下で配偶者の給与年収が103万円超105万円未満の場合には影響なし)。

例えば、配偶者の給与年収が120万円以上125万円未満の場合において、本人の給与年収が1,170万円以下のときは減税となるが、本人の給与年収が1,170万円超1,220万円以下のときは増税となる。

【配偶者の給与年収が103万円超141万円未満の場合の改正前後の控除額と影響について】

(単位:万円)

		配偶者の給与年収																	
		配偶者特別控除																	
		103万円超 105万円未満		105万円以上 110万円未満		110万円以上 115万円未満		115万円以上 120万円未満		120万円以上 125万円未満		125万円以上 130万円未満		130万円以上 135万円未満		135万円以上 140万円未満		140万円以上 141万円未満	
本人の給与年収	1,120万円以下	38 (38)	33 (33)	38 (36)	33 (33)	38 (31)	33 (31)	38 (26)	33 (26)	38 (21)	33 (21)	38 (16)	33 (16)	38 (11)	33 (11)	38 (6)	33 (6)	38 (3)	33 (3)
	1,120万円超 1,170万円以下	26 (38)	22 (33)	26 (36)	22 (33)	26 (31)	22 (31)	26 (26)	22 (26)	26 (21)	22 (21)	26 (16)	22 (16)	26 (11)	22 (11)	26 (6)	22 (6)	26 (3)	22 (3)
	1,170万円超 1,220万円以下	13 (38)	11 (33)	13 (36)	11 (33)	13 (31)	11 (31)	13 (26)	11 (26)	13 (21)	11 (21)	13 (16)	11 (16)	13 (11)	11 (11)	13 (6)	11 (6)	13 (3)	11 (3)

(※1)給与収入以外の収入は無いものとする

(※2)左側は所得税の控除額、右側は住民税の控除額

(※3)カッコ内は改正前の控除額

□ 減税 □ 増税 □ 影響なし

(2) 企業の配偶者手当への影響

配偶者特別控除(控除額38万円)の対象となる配偶者の給与年収の上限が引き上げられることにより、多くの企業で配偶者手当の支給基準が見直され、心理的な壁「103万円の壁」が解消されることが期待されている。

(3) 社会保険との関係

社会保険には依然として「130万円の壁(配偶者が中小企業等に勤務する場合)」又は「106万円の壁(配偶者が従業員501人以上の企業に勤務する場合)」が存在する。そのため、配偶者の給与年収が増え、配偶者自身が社会保険料を負担することになると配偶者の給与年収が増加しても給与年収が一定額まで増加しない限り、世帯の手取が減少する逆転現象は生じてしまう。

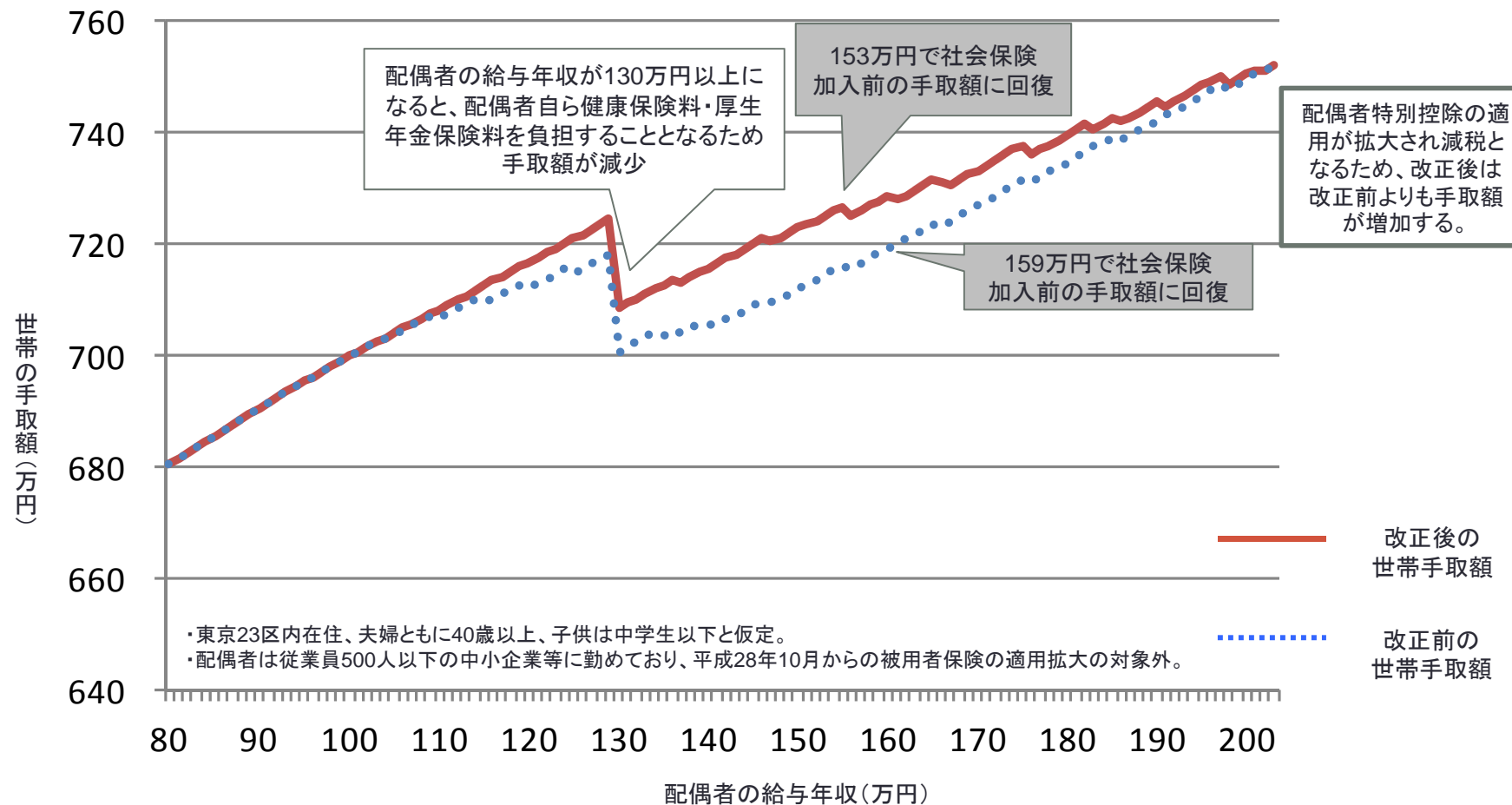
5. 改正の影響

①130万円の壁の場合（配偶者が中小企業等に勤務する場合）

【配偶者の給与収入の増加に伴う世帯の手取額の変化のイメージ図（所得税・住民税・健康保険・厚生年金・雇用保険考慮）】

配偶者の給与年収が130万円以上になると、国民年金の第1号被保険者となる。また、配偶者の労働時間が正社員の4分の3以上になると、厚生年金の加入者（国民年金の第2号被保険者）となる。以下は厚生年金の加入者のケースで試算。

<納税者本人の給与年収は800万円>



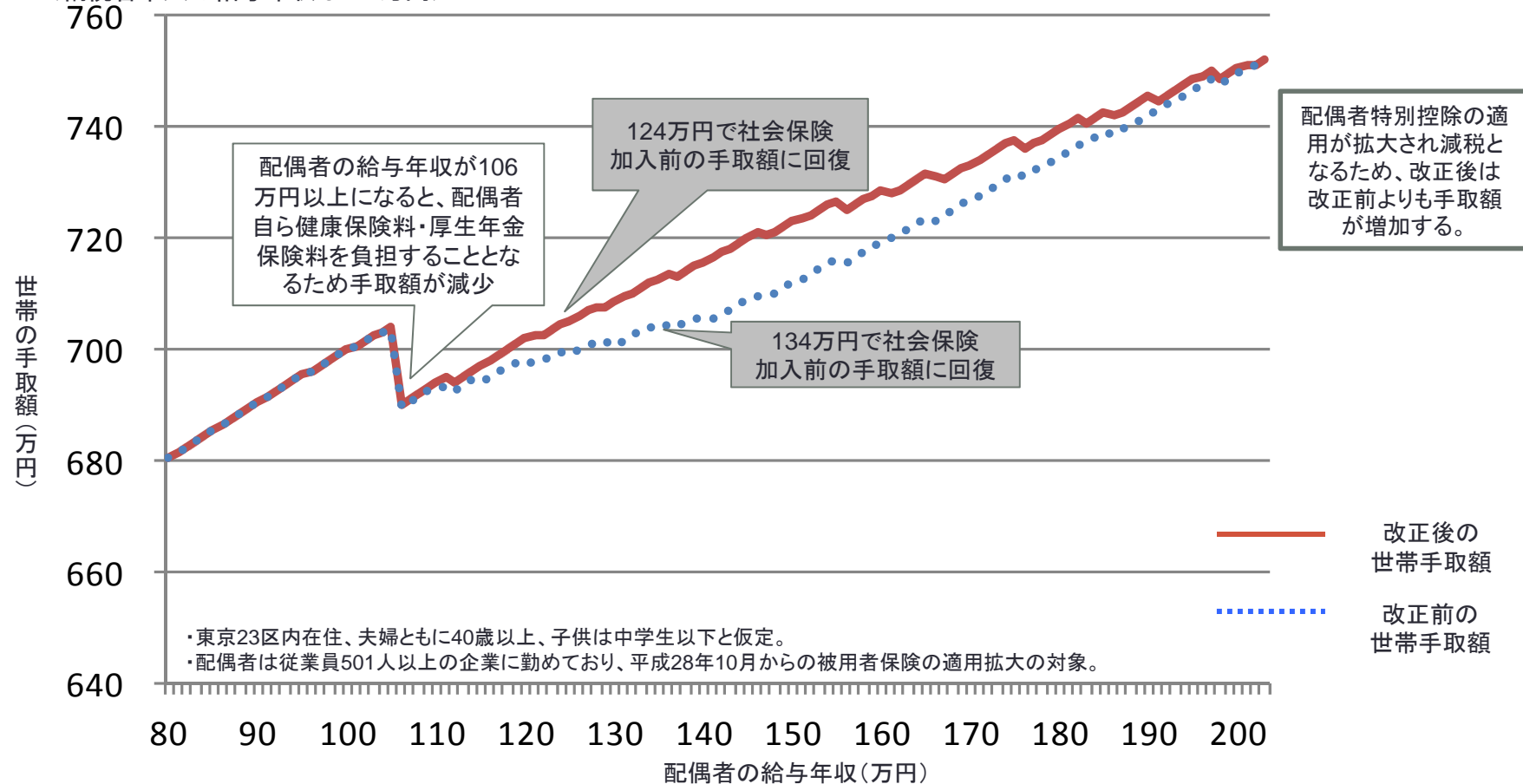
5. 改正の影響

②106万円の壁の場合(配偶者が従業員501人以上の企業に勤務する場合)

【配偶者の給与収入の増加に伴う世帯の手取額の変化のイメージ図(所得税・住民税・健康保険・厚生年金・雇用保険考慮)】

配偶者の給与年収が106万円以上になり、厚生年金の加入者(国民年金の第2号被保険者)となるケースを試算。

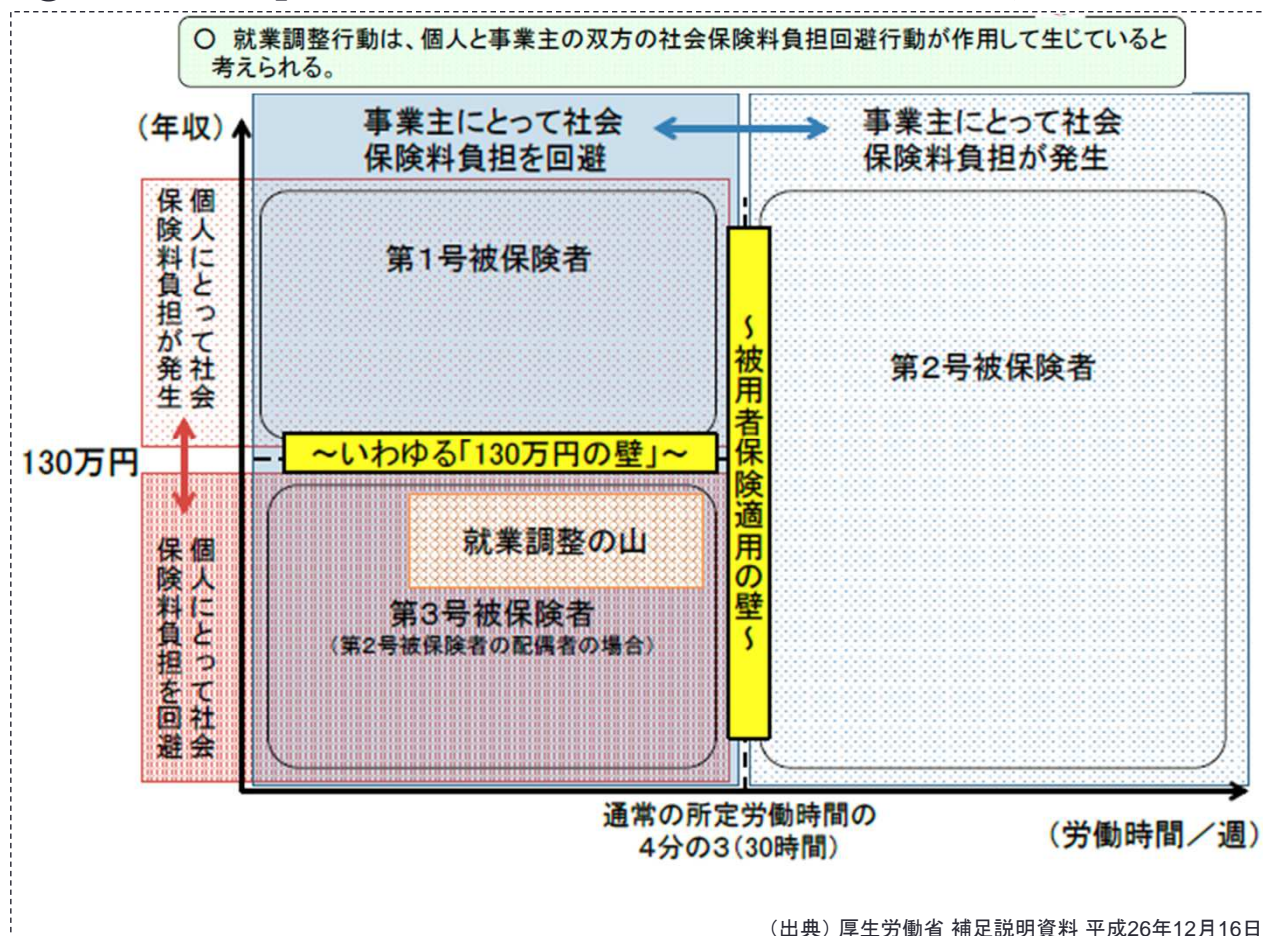
<納税者本人の給与年収は800万円>



5. 改正の影響

③「130万円の壁」について

納税者本人：民間サラリーマン・公務員等、その配偶者：パートタイム労働者



配偶者のパート給与年収が「130万円未満」であれば、配偶者自身に社会保険料負担は生じない。保険料を負担することなく、65歳になると自身の国民年金(基礎年金)を受け取ることができる。

公的年金：第3号被保険者
健康保険：被扶養者

一方、パート給与年収が「130万円以上」になると、配偶者自ら、社会保険料(国民年金保険料および国民健康保険料)を負担することとなる(配偶者が将来受け取れる年金は、上記同様、国民年金(基礎年金)のみ)。

公的年金：第1号被保険者
健康保険：被保険者(国保)

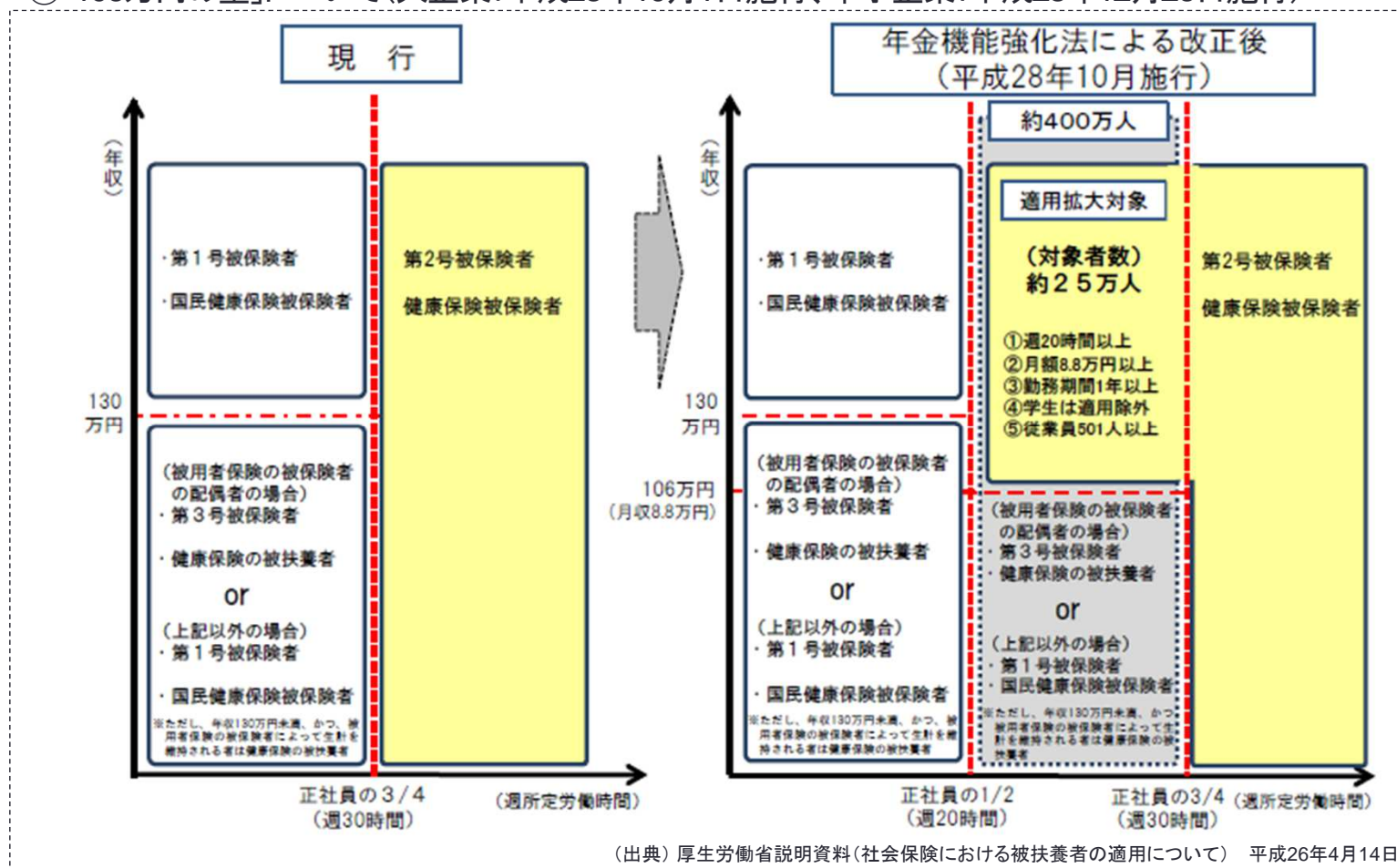
そこで、パート給与年収「130万円未満」におさまるよう就業調整をする、これが、いわゆる「130万円の壁」といわれるものである。

※なお、パート給与年収に関わらず、週所定労働時間が30時間以上(正社員の3/4以上)になると、配偶者自身が勤める会社の社会保険に加入し、その給与に応じた社会保険料(厚生年金保険料および健康保険料)を配偶者本人および会社が負担(原則、半額ずつ)することとなる。その結果、将来、配偶者は基礎年金に加えて、給与の額(支払った保険料)に応じて決まる厚生年金を受け取ることができる。

公的年金：第2号被保険者
健康保険：被保険者(社保)

5. 改正の影響

④「106万円の壁」について(大企業:平成28年10月1日施行、中小企業:平成28年12月26日施行)



- ①大企業(従業員501人以上)においては、平成28年10月から、「130万円の壁」が「106万円の壁」に下がった。
具体的には、週の所定労働時間が20時間以上の人、パート給与年収が「106万円以上」になると、配偶者自ら社会保険料(厚生年金保険料および健康保険料)を支払って会社の社会保険に加入することとなった。
これが、今回新たにできた「106万円の壁」である。
- ②なお、中小企業(従業員500人以下)についても、労使合意に基づき、上記要件を満たすパートタイム労働者を、社会保険に加入させるかどうか、企業ごとに決められるようになった(平成28年12月26日施行)。